

# 教えて! まるけん

加入者の皆様から頂いた『教えてほしい!』に  
マルハン健康保険組合のメンバーがお答えします!



田端 常務



岩本 事務長



秦



大坂



秋葉



二次検査をどこで受けていいのかわからなくなります。  
どういったところで受けたらいいですか?

どこに受診をすればよいかわからない場合は、  
**電話健康相談窓口 0120-230-770** または  
マルハン健康保険組合にご相談ください。  
自覚症状がない場合でも必ず二次検診は受診しましょう!



保健事業課  
長谷川



海外で受診した時の保険給付について教えてください。

被保険者又は被扶養者が業務外の原因で病気やけがをし、海外の医療機関で受診した際に支払った医療費は「療養費」として払い戻しを受けることができますが、いくつかの注意が必要です。

- 日本の国内法に基づく「マイナ保険証等」は海外では使用できません。
- 支払った費用のすべてが給付の対象となるとは限りません。
- 日本国内で保険適用となっていない療養は給付の対象になりません。
- 療養の目的で海外に出向き、療養を受けた場合は支給の対象になりません。

※治療内容のレベルや治療費は国ごとに異なるため、海外の病院で発行された診療内容に基づいて、国内の健康保険で定めた治療費を基準に算定した額が給付の対象となります。

- 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率(売レート)を用いて円に換算して支給金額を算出します。

※日本で同様の疾病について治療を受けた場合の健康保険の支給基準(実際に海外で支払った医療費の金額の方が小さい場合は実費)により計算されるため、実際に支払った金額より大幅に少なく支給される場合があります。

海外での受診は国や医療機関によって請求金額が大きく異なることもあり、渡航の際は民間の海外旅行損害保険等への加入もご検討ください。  
なお、民間の旅行保険等から治療費(保険金)が支給される場合でも、海外療養費の支給額は減額されません。



業務課  
阿部

まるけんへの  
質問大募集!

What's Up!?! 2026 Autumn号に掲載する質問を大募集します!

『気になってはいたけど電話して聞くほどでも…』を解決しませんか?  
マルハン健康保険組合に関することならなんでも大丈夫♪  
裏表紙のアンケートフォームからご応募お待ちしております!



広報担当

稲田



佐々木